

2007年7月2日

「区民等の受動喫煙被害を誘発している、禁煙特定区域内の喫煙所の廃止などを求める陳情」が審査された、足立区議会区民委員会の傍聴記録

日時 2007年7月2日（月曜日）10時00分～12時00分

場所 足立区議会第3委員会室（足立区役所中央本町本庁舎南館7階）

出席議員（順不同、敬称略。カッコ内は所属会派）

せぬま剛、吉岡茂、ほっち易隆（以上自民）

たきがみ明、長井まさのり（以上公明）

ぬかが和子（共産）

工藤哲也（民主）

議事進行（委員長） きじま てるい（公明）

* 発言中に（ ）で記したのは、半沢の補足です。

区民部長からの説明

陳情の主旨と理由は、お手元の資料に記載のとおりです。

喫煙所の設置は、パブリックコメントの実施、地元の美化推進協議会からの意見、たばこ商業協同組合からの要望などを総合的に判断し、喫煙所は2ヶ所くらいは必要だろうということで決めたものです。

東口喫煙所の設置用地については東武鉄道に、また灰皿や植栽の設置については日本たばこ産業株式会社に、それぞれ全面的にご協力をいただいております。

喫煙所を設置したことで、禁煙特定区域内での喫煙は減っており、喫煙マナーの向上に効果があったと考えています。

喫煙所を設置したのは、警察からも「罰金（過料）を徴収するエリア内に喫煙できる場所をどこにも設けないのはまずい、喫煙者に説明がつかない」と指導されたためでもあります。

質疑応答

ぬかが議員 陳情の資料として最後に添付されている測定調査のデータは、執行機関でも持っていますか？（持っている旨の意思表示の相づちあり）

西口の喫煙所の前は、私もよく通りますが、あの周辺は空気が悪いです。植栽だけで本当にいいのかどうか、疑問に感じるのですが。

区民課長 喫煙所の前を通る方は、通り過ぎるだけで、立ち止まるわけではありせんから、問題はないと考えています。

また、陳情に添付されている測定結果の報告書で、屋内に適用する評価基準値を屋外での測定結果に持ち出しているのは、おかしいとも考えております。

ぬかが議員 健康増進法やWHO（世界保健機関）勧告などの精神の流れを踏まえたうえで、さらに工夫できることは何かないのでしょうか。西口の喫煙所は、エレベーター乗り場の横ですから、エレベーター利用者のことも考える必要があるのではないでしょ

うか。最近は（高速道路の）サービスエリアなど、屋外であっても囲いを設けた喫煙ルームが増えているのですから、工夫が必要ではないでしょうか。

区民課長 喫煙所の設置には日本たばこ産業のご協力をいただいておりますので、ご指摘の点については、今後日本たばこ産業と協議したいと考えております。

たきがみ議員 喫煙所の設置が喫煙者のマナー改善に効果を上げているというのは、具体的にどういうことですか。

区民課長 禁煙特定区域を設定する前から、歩行喫煙者やポイ捨てされた吸い殻の数の定点観測を続けています。その数値を、昨年禁煙特定区域を設定する直前と今年4月とで比較すると、5分の1から10分の1に減少しております。

たきがみ議員 北千住だけでなく、それ以外の地域でも、マナーの強化について検討していただきたいと思います。

各会派の意見表明

自民党（せぬま議員） 区は、北千住駅周辺を喫煙マナー向上のモデル地区と位置づけ、力を入れているのだと思います。ただ、あの広い場所で喫煙所が1ヶ所だけというのは問題です。喫煙所をもっと増設してほしいという区民の声もあります。たばこを吸う人も吸わない人も、お互いに気持ちよく住んでいけるようにするためには、喫煙所の廃止は考えられません。喫煙者が肩身の狭い思いをしている切ない思いを理解してほしいという気持ちを込めて、否決（不採択）としたいと思います。

公明党（たきがみ議員）当面は現状の1ヶ所のみとし、これをなくすのは喫煙者のマナー低下を招きかねないため、否決とします。

共産党（ぬかが議員） 陳情の理由はよくわかりますので、今後は衛生部と力を合わせて取り組んでいていただきたいと思います。ただ、法的には喫煙は禁止されていないということと、私どもも過去に不採択としていることから、今回も不採択とさせていただきます。

民主党（工藤議員） 結論から言えば不採択です。喫煙者の立場も尊重する必要があると考えるからです。

簡易裁決の結果、不採択と議決すべきものと決することへの異議なし（全会一致）。

記事

審査に費やした時間は、約10分。

衛生部関係者の出席・発言、または参考資料の提出は、いずれも無し。

以上